

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会財務規程（案）

第1条（趣旨）

この規程は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会設置要綱（以下単に「要綱」という。）第8条の規定に基づき、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

第2条（歳入歳出予算）

協議会の予算は分担金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の予算の調整は、毎会計年度開始前に行い、協議会の承認を得るものとする。
- 3 分担金は事務局を構成する団体が支出することとし、負担割合は、大阪府8分の3、堺市8分の3、羽曳野市8分の1、藤井寺市8分の1とする。

第3条（予算の補正）

協議会の予算について補正が必要であるときは、補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を得るものとする。

第4条（出納及び現金の保管）

協議会の出納は、事務局長が司る。

- 2 協議会に属する現金及び有価証券は、銀行その他の金融機関に、これを預けて保管するものとする。

第5条（出納員）

事務局長は、協議会の事務局の職員のうちから出納員を任命するものとする。

- 2 出納員は、事務局長の命を受けて、協議会の出納を処理する。

第6条（収入の調定）

収入を調定しようとするときは、収入伺書を作成し、これを決定しなければならない。

第7条（支出命令）

経費の支出をしようとするときは、支出命令伺書を作成の上決定しなければならない。

- 2 支出命令伺書には、請求書、契約書の写しその他支出を必要とすることを証明する書類を添付するものとする。

第8条（特例払）

経費の性質により、資金前渡、概算払、前金払及び部分払をすることができる。

第9条（契約）

売買、賃貸、請負その他の契約は、競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

第10条（契約書の省略）

契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略し、見積書その他の書類をもってこれらに代えることができる。

- (1) 契約金額が **1,500,000** 円を超えない契約を締結しようとするとき。
- (2) 前号に掲げる場合を除くほか、契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

第11条 (契約書の記載事項)

契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限、履行場所その他必要な事項を記載するものとする。

第12条 (随意契約)

第9条の規定により随意契約できる場合は、売買、貸借、請負その他の契約で、その予定価格が **1,000,000** 円を超えない場合に限られる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 協議会が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。

第13条 (見積書の徴収)

随意契約に付するときは、なるべく2以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認められるものについては、この限りでない。

第14条 (決算等)

協議会の決算は、毎会計年度終了後3か月以内に調製しなければならない。

- 2 前項の決算は、監事の監査に付した後、協議会の会議に諮り、承認を得るものとする。

第15条 (監査)

前条第2項の監事による監査は、公認会計士のほか、堺市文化観光局長、羽曳野市市長公室長及び藤井寺市政策企画部長が、年度ごとの輪番により行うものとする。

第16条 (出納の閉鎖)

協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

第17条 (その他)

協議会の財務に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、公費の取り扱いに準じ適正に行うものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。